

年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金制度は、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

■対象

○老齢基礎年金を受給している方で以下の要件を全て満たしている方

▷65歳以上

▷世帯全員の市民税が非課税

▷年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下

○障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方で、前年の所得額が約462万円（扶養親族数により変動）以下

■手続き

○年金生活者支援給付金制度を受給中の方は、翌年度分（10月～令和4年9月）以降は毎年継続審査されるので、請求書の提出は不要です。審査の結果、支給要件を満たさなくなったときは、「年金生活者支援給付金不該当通知書」が送付されます。一度不該当となっても再び支給要件を満たせば、再度請求して受給することができます。

○世帯分離・住所異動などで市民税課税対象者が世帯からいなくなった場合や課税対象者が死亡した場合など、課税世帯から非課税世帯に変わり支給要件を満たすようになったときは、請求書を提出してください。

○前年収入などが減って支給要件を満たすようになったときは、9月1日以降に請求書を提出してください。

○年金生活者支援給付金は、請求書を提出した翌月分から支給されます。

『ねんきんダイヤル』0570-05-1165(ナビダイヤル)

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話などにご注意ください。



問 市民課保険年金係（内線123）

介護用おむつなどの購入券を配布します

寝たきりや認知症などにより、自宅で介護を受けている方に、おむつなどの購入券を配布します。

対象者

以下の条件を全て満たしている方

- ・市内に住所を有する方
- ・要介護4以上の認定を受けており、常時おむつを使用している方
- ・自宅で介護を受けている方（介護施設、有料老人ホームなどに入所している方、病院に入院している方は対象になりません）
- ・世帯全員が住民税非課税の方
- ・介護保険料に未納がない方

購入券の金額

1カ月当たり5,000円（1,000円分の購入券5枚）

今回の支給は下半期分（10月～3月）です。

購入券の使用方法

市が指定する協力店（薬局・薬店など）で対象の品物を購入するときに使用できます。購入代金が1,000円に満たない場合、つり銭はできません。

使用できる品物

- ・紙おむつ、尿取りパットなどの排泄用品
- ・使い捨て手袋
- ・おしりふきなどの清拭用品

申請の手続き

高齢介護課で配布する申請書（市ホームページからダウンロードも可）を提出ください。申請書にはおむつを使用している証明（担当ケアマネージャーの署名）が必要です。

※支給決定は、申請書を受理した翌月分からになります。10月からの支給を受ける場合は、9月中に申請が必要です

※現在、既に支給を受けている方で10月以降も引き続き支給を希望される場合も、改めて申請する必要があります

申請受付開始日 9月1日(水)

利用開始日 10月1日(金)

問 高齢介護課（内線231）